

第6章 保存管理

1. 保存管理の方向性

史跡百舌鳥古墳群の本質的価値を構成する要素を適正に保存し、次世代へ確実に継承するために、地理的に分かれた各古墳について、その特性に応じて、基本方針に基づいて適切な保存管理を行うとともに、隣接して連なる古墳や古墳群の群として意識できるよう、保存管理を行う。具体的には史跡を構成する古墳としての諸要素を明確にし、史跡の状況に応じて地区区分を設定し、地区ごとに適した保存管理の方針と方法を示す。また、史跡を構成する諸要素や管理状況をもとに、各古墳の史跡の現状変更の取り扱いを定めるとともに、所有者の意向を尊重しつつ公有化、追加指定に取り組み、周辺環境の保全に努める。

なお、古墳ごとに異なる構成要素について、基本方針に加えて個別に管理を行う必要がある事項については、各古墳の保存管理と植生管理の項に示す。

本来、文化財保護法は文化財を保存し、かつ、その活用を図り、継承をもって国民の文化的向上に資することを目的としたものであり、文化財の保存が適切になされることを原則としている。そのうち史跡はその場を所有し生活している住民が存在することも事実であり、その空間での住民生活もまた尊重されなければならない。従って史跡の現状に変更が生じる場合には文化財の保存と住民生活との調整を図りつつ、適切に行われる必要がある。また、史跡の保護にあたっては個々の史跡において歴史的経緯等の状況が異なるため、史跡ごとに条件に応じて対応する。

2. 保存管理の方法

本質的価値の保存にあたっては、下記のとおり適切に保存管理を行う。

- 学術的調査を継続して実施し、遺構の遺存状況を踏まえて、史跡の本質的価値を構成する諸要素を把握してその保存を図る。
- 史跡指定地は、所有者の意向を尊重しながら順次公有化を進める。特に、遺構・遺物が遺存する範囲は早期かつ優先的に公有化することを目指す。
- 確実な保存管理を行うために、適切な整備活用に関する方策を確立し、施策を進める。
- 史跡に与える周辺開発等人為的な影響や台風・地震等の自然災害を想定し、保全方法を定める。
- 関係諸機関、地域との連携を図り、中世から現代に付加された様々な利用形態などとの調和を図りつつ、史跡としての価値を維持する。
- 現状変更等の取り扱い基準に従って保存管理を行う。

(1) 具体的な保存管理の手法

ア 日常的な管理方法

史跡指定地の保存管理は、現状では各所有者が適切に実施することを基本とする。史跡指定範囲の大部分は堺市が所有し日常的な維持管理を行っているが、地域の人々や関係部局と連携して一体的な維持管理の方策も検討し、文化財保護法に基づく管理団体を目指す。

保存管理の方法として、史跡指定地区と史跡指定に努める地区並びにその周辺地区を分け分類し、個別の地区の状況に合わせた現状変更等の明確な取扱い基準を設け保全等の指針を示すとともに史跡周辺における文化財の保存はいうに及ばず自然環境・景観の保全・形成の指針を検討するものとする。

イ 保存管理のための地区区分

将来にわたって適切な保存管理を行うにあたり、個々の史跡において遺構の遺存状況や周辺環境が異なるため、統一的に管理することは難しく、古墳ごとに状況・条件に対応する必要がある。そこで、地区区分を設定し、地区に応じた保存管理を実施するものとする。具体的には史跡を構成する各古墳では、史跡指定地内は以下の2つの地区に区分し、それぞれ保存管理の方法及び現状変更の取扱い基準を定め、住民生活との調整を図りつつ適切に保護を行う。

第1種地区： 史跡の本質的価値の保存・活用以外の現状変更を認めない指導をする地区で、墳丘と周濠や外堤の公有地部分。

第2種地区： 史跡指定地内の遺構の保存を前提とし、現状の利用状況に配慮する地区で、墳丘と周濠や外堤の主として私有地部分。

なお、将来的に所有者の同意を得て、公有化した際には第1種地区として取扱う。

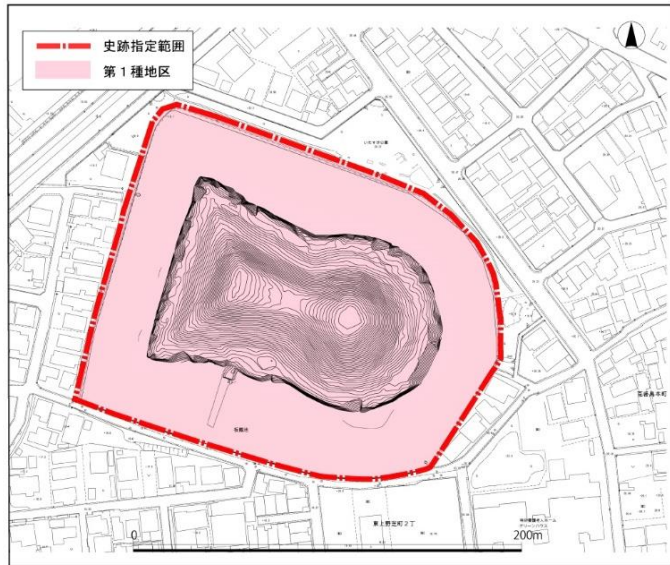
また、史跡指定地の外側に当該古墳の墳丘や周濠などが広がる場合には、本来史跡と一体的な管理が必要であるため、新たに地区を設定する。

第3種地区： 周知の埋蔵文化財包蔵地として本質的価値の状況把握に努める地区で、その結果をもって将来的に指定拡大などの措置により保存を検討する地区。今後、第3種地区の外側で、遺構の分布や保存状況などが判明した時点で周知の埋蔵文化財包蔵地とともに第3種地区の範囲拡大を図る。なお、鉄道などの施設で、史跡としての管理が困難な範囲については第3種地区から除外している。

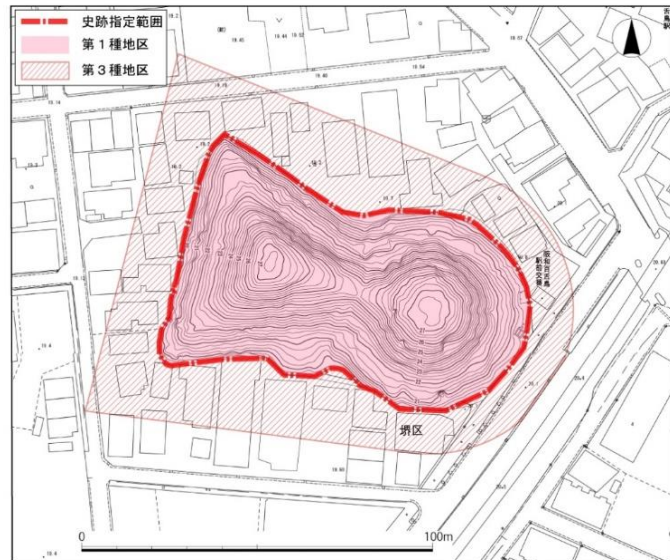
善右エ門山古墳については、いたすけ古墳に付随する古墳であることから、一体的に管理することを目的に、古墳の東側敷地といたすけ古墳の堤の部分第3種地区とする。

史跡範囲に接する、公園や公園用地などの公有地については、古墳と連続した緑地や園地などの整備や活用を図るため、関係部局と連携、協議を行い、古墳の景観に配慮した保存活用に努める。

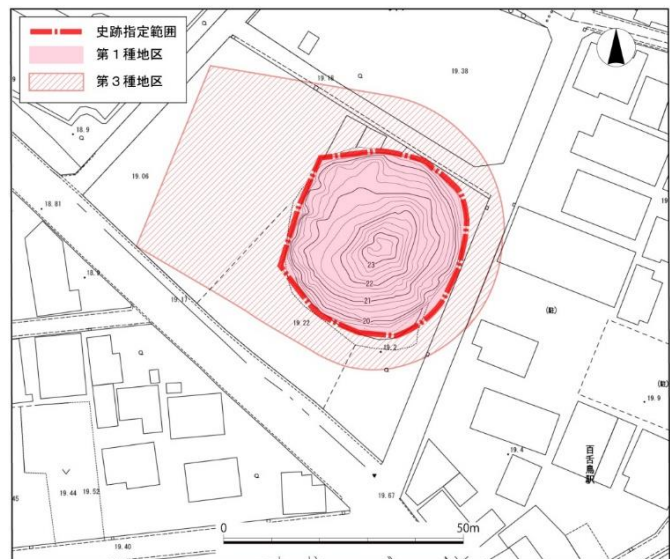
①いたすけ古墳



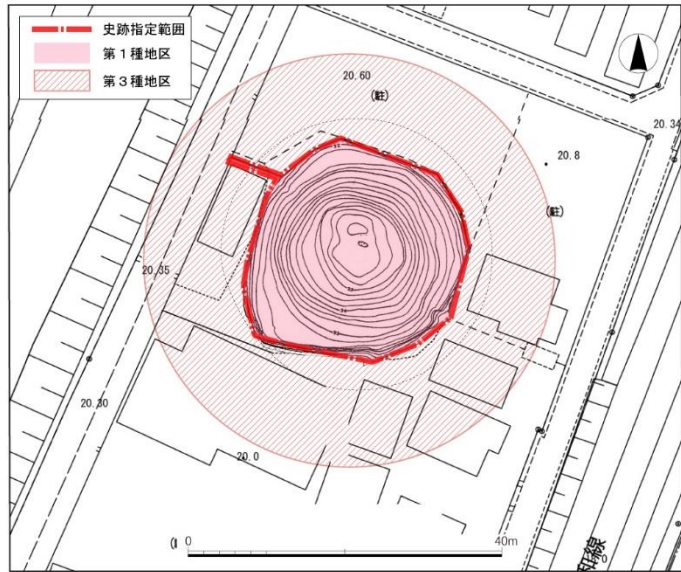
②長塚古墳



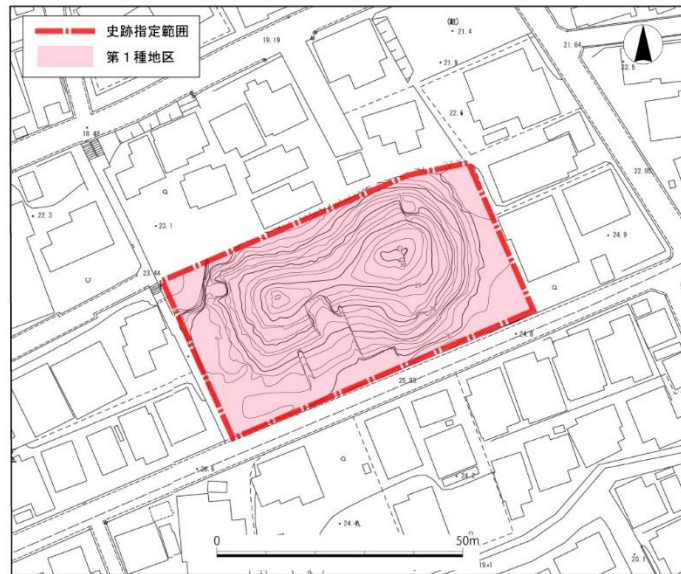
③収塚古墳



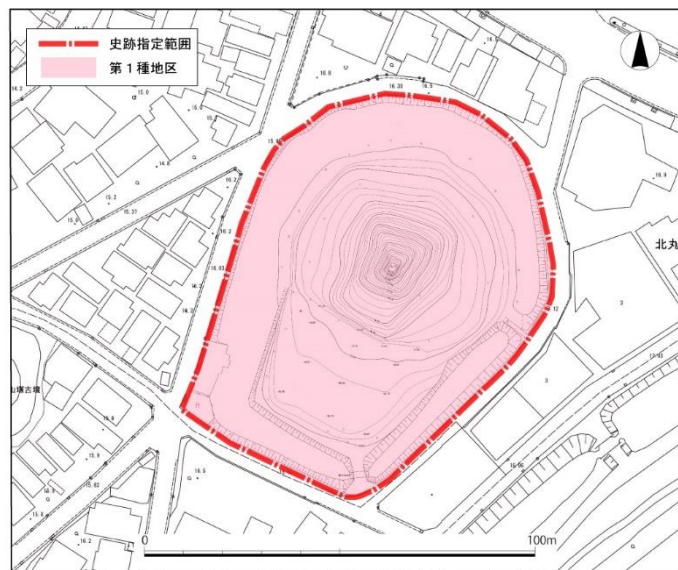
④塚廻古墳



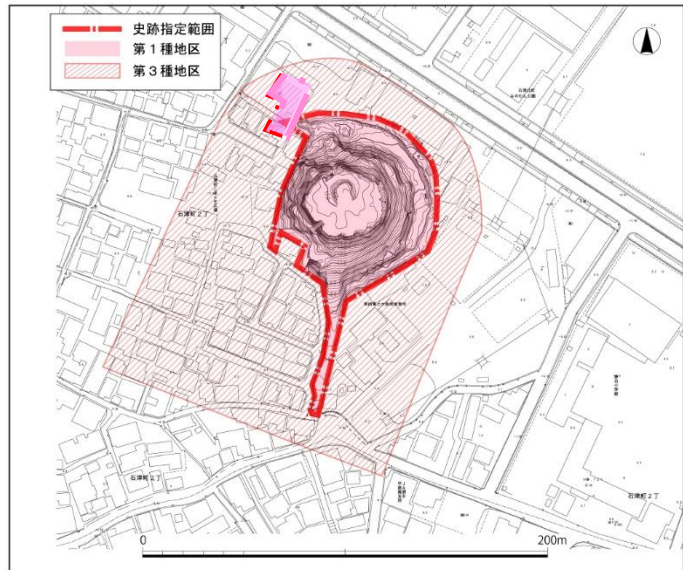
⑤文珠塚古墳



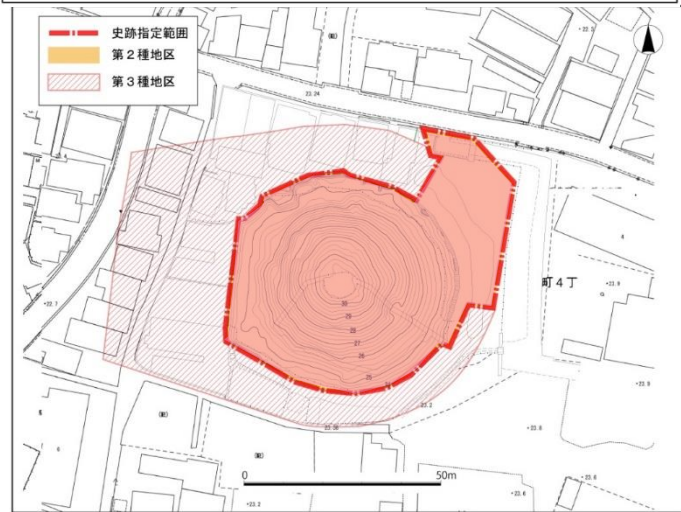
⑥丸保山古墳



⑦乳岡古墳

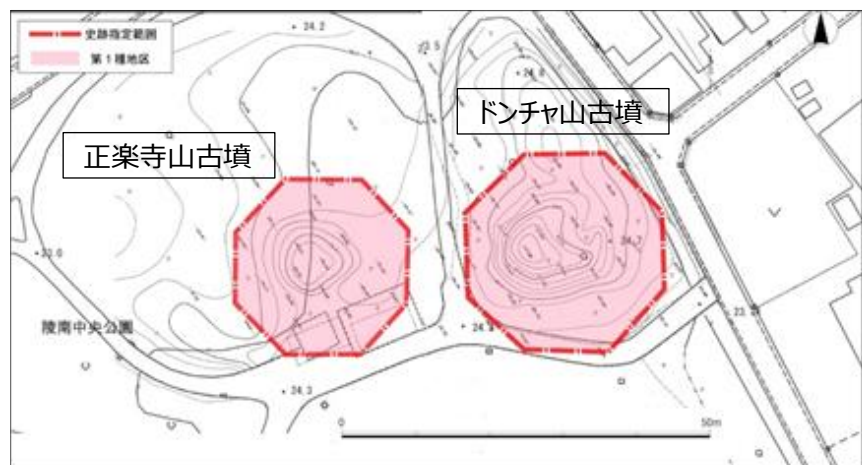


⑧御廟表塚古墳

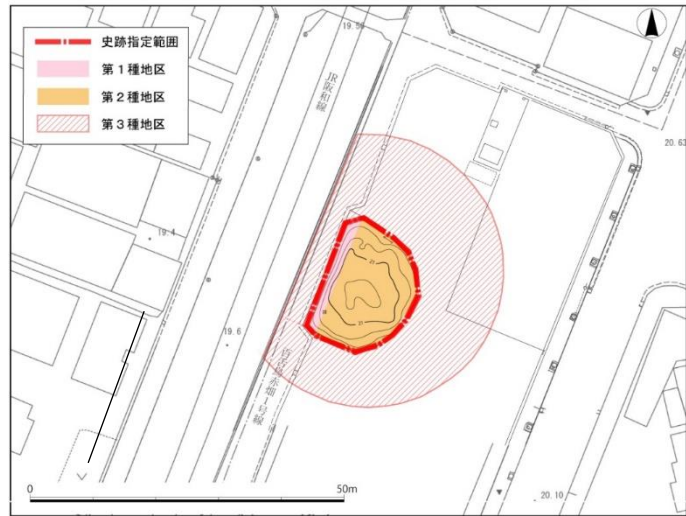


⑩正楽寺山古墳

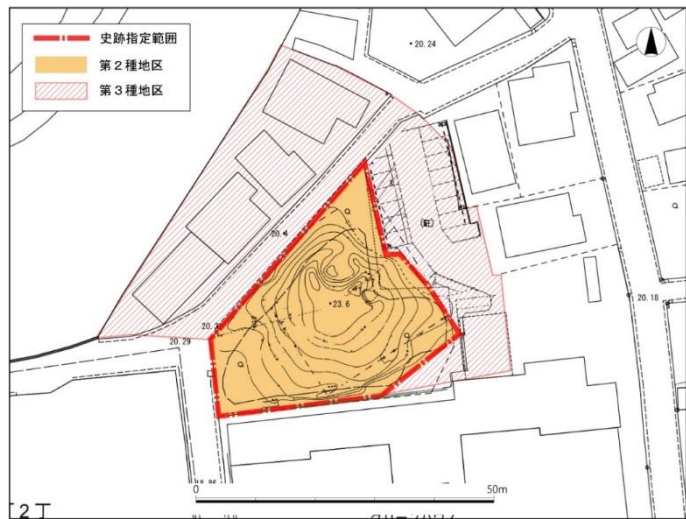
⑨ドンチャ山古墳



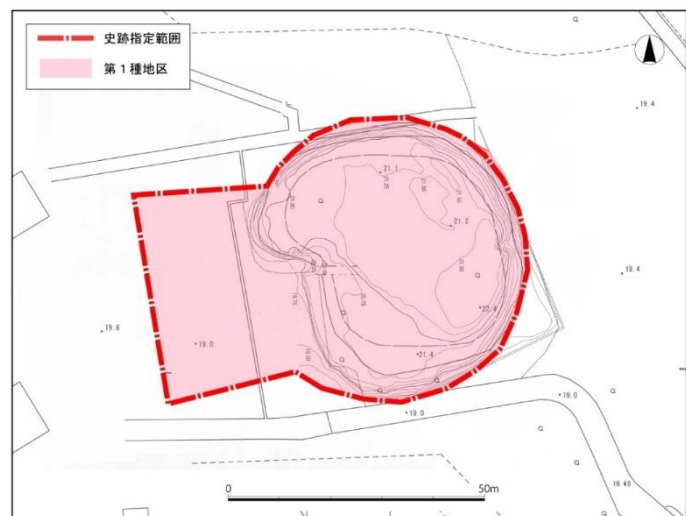
⑪鏡塚古墳



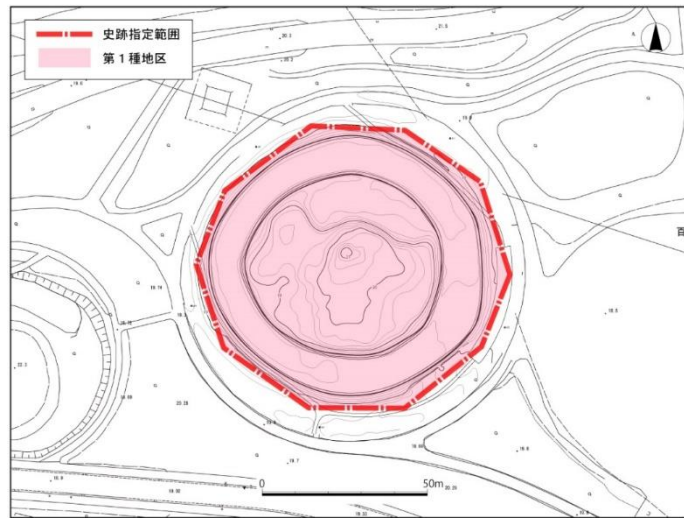
⑫善右エ門山古墳



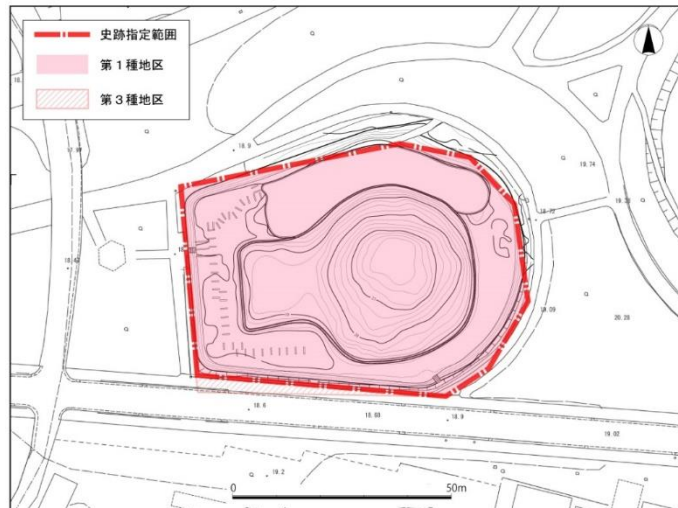
⑬銭塚古墳



⑭グワシヨウ坊古墳



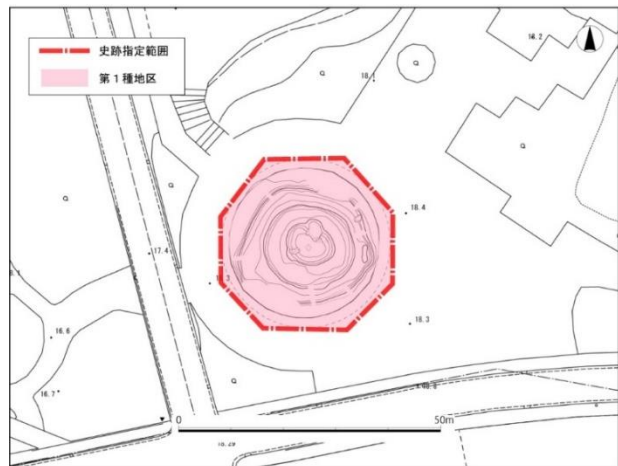
⑮旗塚古墳



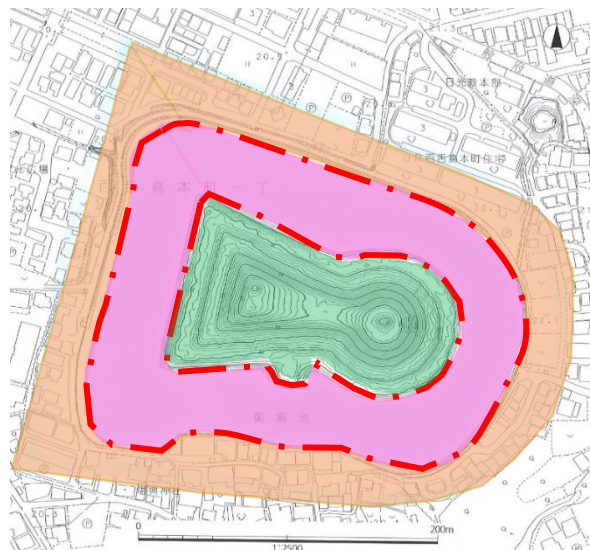
⑯寺山南山古墳



⑰七観音古墳

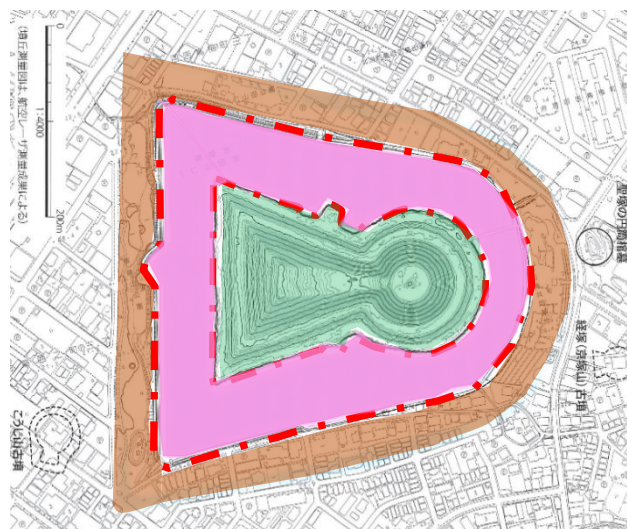


⑱御廟山古墳内濠



陵墓

⑲ニサンザイ古墳内濠



陵墓

ウ 地区ごとの保存管理

史跡を保存し、次世代へ確実に継承するために、各古墳については基本方針に基づき特性に応じた適切な保存管理を行うとともに、隣接する古墳や古墳群の群として意識できるよう、保存管理を行う。植生管理は、史跡指定地における維持管理の主要かつ重要な行為であるため、植生管理の方法を特記する。なお、古墳ごとに異なる構成要素のうち基本方針に加えて個別に管理を行う必要がある事項については、各古墳の保存管理の項に示す。

○地区ごとの基本的保存管理(一般事項)

	第1種地区	第2種地区
史跡の本質的価値を構成する要素	墳丘、葺石、埴輪列、埋葬施設、周濠、埋蔵されている遺構・遺物	
史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素	<p>歴史的環境を構成する要素</p> <p>石製塔婆、表門、生垣</p> <p>史跡に密接に関わる諸要素</p> <p>墳丘上樹木 墳丘上地被類、史跡標柱 説明板、フェンス、門扉、擁壁、護岸、縁石、土留めブロック、管理用通路、植生マット、防草シート、給排水施設</p> <p>史跡とは関わらない諸要素</p> <p>傾斜木・枯損木、竹林、植栽、外来生物、園路、パーゴラ、照明灯配管、コンクリート構造物、擁壁、資材、井戸、校区掲示板、物置、祠、照明灯、旧住宅ネットフェンス、ブロック塀、注意標示</p>	
保存管理の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡本質的価値を構成する諸要素の保全を図るため、適切な保存管理を行うとともに、史跡指定地の環境及び周辺と一体となった景観の保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者の意思を尊重しながら、史跡として適切な保存管理を行う。 ・公有地となった場合は、第1種地区に基づいた保存管理を行うものとする。 ・景観の向上に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・公開を前提とした保存管理を行う ・必要に応じ学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、保存措置を講じる。 	
保存管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根系等が、史跡の本質的価値を構成する諸要素の保全を脅かす場合には、史跡の保全を優先した対策をとるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根系等が、史跡の本質的価値を構成する諸要素の保全を脅かす場合には、史跡への影響を最小限に抑える。
	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡がき損若しくは衰亡している場合には、調査成果等を踏まえて、適切な修理・復旧を行う。 ・防災等の対策にあたっては、極力、地形の変更を避けるものとする。 ・柵や擁壁等工作物の設置が不可避である場合は、史跡への影響を最小限に抑え、かつ史跡としての環境及び景観に配慮した工法をとる。 ・史跡の保存管理、活用のための施設の設置、改修にあたっては、堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会の助言を踏まえその必要性和設置場所を十分検討し、文化庁・大阪府の指導を得て実施する。また、史跡への影響を最小限に抑え、史跡としての環境及び景観に配慮した上で行うものとする。 	

○植生管理（一般事項）

<p>日常的な維持管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が繁茂し、墳丘の見通しが悪くならないように必要に応じて剪定、刈込みを実施する。 ・草地では、高茎草本、つる植物、低木などが繁茂しないように、また、荒地雑草の繁茂を抑制し、草丈を可能な限り低く維持するために、適宜、刈取除草を実施する。 ・史跡指定地の歴史にそぐわない植栽などについては、段階的に除去を行う。<u>外来種については、蔓延しないように適宜除去する。</u> ・倒木が確認された場合には史跡指定地の風致の保護や災害回避の観点から、史跡外へ搬出することを原則とする。 ・草本に混じり発生する実生の低木は、適宜伐採を行う。
<p>樹林管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・樹林管理は、各古墳の植生調査の結果を踏まえて実施する。 ・樹林の立木密度が過密であり、林床植生が未発達な場合には、計画的に樹林の込み具合に応じて一部の樹木の伐採を行う。（以下「間伐」という） ・林床の低木やササ類が繁茂する場合には、公開活用や景観保全の観点から、下草刈りを適宜実施する。 ・竹林は、根などの影響で遺構が損壊を受けると判断される場合には、遺構の保存を前提に伐採・伐根を検討する。それ以外は、現状以上に分布が拡大しないよう、必要に応じて間伐や辺縁部における伐採を行う。 ・樹木・竹などの伐採は、眺望や密度などを確認しながら、専門家の指導のもとで実施する。
<p>危険木の除去</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幹や枝が枯損した樹木については、必要に応じて枝おろし又は伐採を行う。 ・主幹が著しく傾斜し、転倒などして遺構に影響を及ぼすおそれがある樹木は伐採を行う。 ・落下の危険性が高いと判断される枝は、必要に応じて枝おろしを実施する。 ・表土の流亡が著しく、根系が露出している樹木は伐採を行う。 ・根系の除去が、遺構の保存に悪影響を及ぼす可能性のある場合には、根系が枯損・腐朽した後に除去を行う。
<p>伐採・剪定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高木は計画的に伐採し、萌芽更新により、安全な樹高を管理する。伐採後は下草育成を図るなど表土流出に留意する。 ・古墳群としての眺望景観の創出や墳丘の視認化など、百舌鳥古墳群及び古墳の特性を活かした植生環境の実現のために、各古墳の植生調査の結果をもとに方針を定め、伐採・剪定など植生管理を実施する。
<p>植栽</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・修景や緑陰の確保、周辺の建築物や工作物の遮蔽、裸地の緑化などを目的として必要に応じて植栽を施す。 ・植栽にあたっては、遺構の保存に悪影響を及ぼさないよう十分に配慮するとともに、地域の気候風土に適合した在来種の利用に努める。

P.11～ 今回新たに提示

旧計画 P.168～を基に下線部を加筆修正

エ 各古墳の保存管理・植生管理

		①いたすけ古墳 第 1 種地区	②長塚古墳 第 1 種地区				
史跡の本質的価値を構成する要素		墳丘、周濠、葺石、埴輪列、 地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘、葺石、埴輪列、埋葬施設、 地下に埋蔵されている遺構・遺物				
史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素		<p>史跡に密接に関わる諸要素</p> <table border="1"> <tr> <td>墳丘上地被類、墳丘裾・外堤樹木、水生植物、 標柱、説明板、周遊路表示板、ネットフェンス、門扉、周 濠の護岸、樋（2 か所）、給水施設</td> <td>墳丘上樹木、蘚苔類、ネットフェンス、門扉</td> </tr> </table> <p>史跡とは関わらない諸要素</p> <table border="1"> <tr> <td>橋、校区掲示板</td> <td>植栽、資材、コンクリート構造物、植生土嚢</td> </tr> </table>		墳丘上地被類、墳丘裾・外堤樹木、水生植物、 標柱、説明板、周遊路表示板、ネットフェンス、門扉、周 濠の護岸、樋（2 か所）、給水施設	墳丘上樹木、蘚苔類、ネットフェンス、門扉	橋、校区掲示板	植栽、資材、コンクリート構造物、植生土嚢
墳丘上地被類、墳丘裾・外堤樹木、水生植物、 標柱、説明板、周遊路表示板、ネットフェンス、門扉、周 濠の護岸、樋（2 か所）、給水施設	墳丘上樹木、蘚苔類、ネットフェンス、門扉						
橋、校区掲示板	植栽、資材、コンクリート構造物、植生土嚢						
保存管理の方法		<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘の裾は周濠の水位変化による浸食などを確認し、洗掘が著しい場合には、墳丘裾部に適切な復旧・修理を行うとともに水位の調整を行うなど、これ以上の崩壊を防止する。 ・周濠の水質管理を行うため、水質調査を継続的に 行いつつ、調査成果に応じた対策を講じる。<u>また、水の流入を促し循環を図る。</u> ・異臭の原因となる藻類や虫類の発生防止に努める。 ・周濠に残る橋脚は、古墳保存の経緯を示すモニュメントでもあり、当面は現状保存とする。風化や劣化が進行し公開に際して安全が確保できない場合や遺構の保存に影響を及ぼす可能性が生じた場合には、撤去も含めてその取扱いについて協議する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、必要に応じて保存措置を講じる。 ・史跡境界を明確にし、遺構の保存に適さない<u>資材・コンクリート構造物は撤去する。</u> ・<u>コンクリート構造物で基礎を有するものは、遺構への影響を確認したうえで撤去する。</u> ・住宅が近接しているため、公開範囲や方法を検討する。 				
植生管理	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・外堤の樹木の剪定や伐採並びに墳丘の樹木・竹の伐採や定期的な除草などにより、墳丘の視認化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・倒木、枯損木の発生、表土の流出を防ぎつつ、遺構の保全を図る。 ・<u>近接する住宅地と調和をとりつつ景観の保全を図る。</u> 				
	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・外堤樹木を剪定・伐採し、墳丘の視認化を図る。 ・竹の伐採を継続することにより竹を駆除する。伐採後は植生変化に対応し、定期的な除草などにより<u>墳丘の視認化を図る。</u> ・ヨシなどの水生植物は、定期的に除草することで、眺望の阻害にならないよう、管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の間伐や剪定により、倒木や枯損木の発生を防止し、あわせて日当たりを改善し下草の育成を助長する。 ・表土の流出箇所は、植生マットを張るなど、下草の育成を促進する。 				

③収塚古墳 第1種地区		④塚廻古墳 第1種地区	
史跡の本質的価値を構成する要素		史跡の本質的価値を構成する要素	
墳丘、葺石、埴輪列、地下に埋蔵されている遺構・遺物		墳丘、埋葬施設、埴輪列、地下に埋蔵されている遺構・遺物	
史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素			
史跡に密接に関わる諸要素		史跡に密接に関わる諸要素	
墳丘上樹木、墳丘上地被類、ササ類、史跡標柱、標柱、説明板、ネットフェンス、門扉		墳丘上樹木、墳丘上地被類 史跡標柱、説明板、土留めブロック、ネットフェンス、門扉	
史跡とは関わらない諸要素		史跡とは関わらない諸要素	
・コンクリート構造物		・植栽	
保存管理の方法	・コンクリート構造物で基礎を有するものは、遺構の有無を確認したうえで撤去を図る。	・周囲から見ることで見えない位置にある史跡標柱は、道路側への移転による明示を検討する。 ・住宅が近接しているため、公開範囲や方法を検討する。 ・史跡境界を明確にする。	
	・倒木、枯損木の発生を防ぎつつ、遺構の保全を図る。 ・墳丘の樹木、ササ類を除去して、墳丘などの遺構の保全や視認化を図る。 ・下草を適切に管理し、遺構の保全を図る。	・倒木、枯損木の発生、土砂の流出を防ぎつつ、墳丘などの遺構の保全や視認化を図る。 ・近接する住宅地と調和をとりつつ景観の保全を図る。	
植生管理	・必要に応じ、樹木の剪定、ササ類の除去を行うことで、墳丘の視認化を図る。 ・墳丘上の樹木及び地被類の適切な管理を行い、標柱などの明示を図る。	・墳丘の形状が把握できるような修景を行う。 ・樹木の間伐や剪定により、倒木や枯損木の発生を防止し、あわせて日当たりを改善し下草の育成を助長する。 ・表土の流出箇所は、植生マットを張るなどして、下草の育成を促進する。	

		⑤文珠塚古墳 第1種地区	⑥丸保山古墳 第1種地区					
史跡の本質的価値を構成する要素		墳丘、埴輪列、 地下に埋蔵されている 遺構・遺物	墳丘、周濠、葺石、埴輪列、 地下に埋蔵 されている 遺構・遺物					
史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素		史跡に密接に関わる諸要素						
		墳丘上樹木、蘚苔類、標柱（2基）、説明板、 フェンス、門扉、植生マット、擁壁	墳丘上樹木、墳丘上地被類、標柱、説明板、 ネットフェンス、門扉、管理用通路、宮内庁管理 用柵					
		史跡とは関わらない諸要素						
			植栽、祠、傾斜木、コンクリート構造物					
保存管理の方法		<ul style="list-style-type: none"> 削平跡による陥没は、学術的調査の状況に応じて、盛土等により適切に墳丘の復旧を行う。 墳丘と隣地民有地との比高差が大きい個所は、雨水などによる崩落の危険を回避するよう、適切な保護措置を図る。 住宅と近接しているため、公開範囲や方法を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 後円部墳丘の管理を行っている宮内庁と連携を図り、史跡として適切に保存する。 史跡の周囲に道路が接するため、来訪者の安全確保を考慮した公開範囲や方法を検討する。 遺構の保存に適さないコンクリート構造物などは撤去する。 墳丘の裾は、周濠の水位変化などによる変形などを定期的に確認し、洗掘が著しい場合には、適切な復旧・修理を行うなど、これ以上の崩壊を防止する。後円部は、宮内庁と調整協議する。 工作物などで、基礎を有するものについては、遺構への影響を確認したうえで撤去する。 周濠の汚濁や異臭の原因となる、藻類や虫類の発生防止に努める。 					
	<table border="1"> <tr> <td>方 基 針 本</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 倒木、枯損木の発生、表土の流出を防ぎつつ、遺構の保全を図る。 近接する住宅地と調和をとりつつ<u>景観の保全を図る。</u> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 宮内庁と堺市が協議や調整して、適切な維持、管理を行い、墳丘などの遺構の保全や視認化を図る。 </td> </tr> <tr> <td>植 生 管 理 方 法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 樹木の間伐や剪定により、倒木や枯損木の発生を防止し、あわせて日当たりを改善し下草の育成を助長する。さらに墳丘の形状が把握できるような修景を行う。 表土の流出箇所には、植生マットを張るなどして、下草の育成を促進する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 宮内庁所管範囲の樹木については、必要に応じて剪定の協議を実施し、適正に管理する。 ヨシなどの水生植物は、古墳の視認化の阻害にならないよう定期的に除草する。 </td> </tr> </table>	方 基 針 本	<ul style="list-style-type: none"> 倒木、枯損木の発生、表土の流出を防ぎつつ、遺構の保全を図る。 近接する住宅地と調和をとりつつ<u>景観の保全を図る。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 宮内庁と堺市が協議や調整して、適切な維持、管理を行い、墳丘などの遺構の保全や視認化を図る。 	植 生 管 理 方 法	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の間伐や剪定により、倒木や枯損木の発生を防止し、あわせて日当たりを改善し下草の育成を助長する。さらに墳丘の形状が把握できるような修景を行う。 表土の流出箇所には、植生マットを張るなどして、下草の育成を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 宮内庁所管範囲の樹木については、必要に応じて剪定の協議を実施し、適正に管理する。 ヨシなどの水生植物は、古墳の視認化の阻害にならないよう定期的に除草する。 	
方 基 針 本	<ul style="list-style-type: none"> 倒木、枯損木の発生、表土の流出を防ぎつつ、遺構の保全を図る。 近接する住宅地と調和をとりつつ<u>景観の保全を図る。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 宮内庁と堺市が協議や調整して、適切な維持、管理を行い、墳丘などの遺構の保全や視認化を図る。 						
植 生 管 理 方 法	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の間伐や剪定により、倒木や枯損木の発生を防止し、あわせて日当たりを改善し下草の育成を助長する。さらに墳丘の形状が把握できるような修景を行う。 表土の流出箇所には、植生マットを張るなどして、下草の育成を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 宮内庁所管範囲の樹木については、必要に応じて剪定の協議を実施し、適正に管理する。 ヨシなどの水生植物は、古墳の視認化の阻害にならないよう定期的に除草する。 						

		⑦乳岡古墳 第1種地区	⑧御廟表塚古墳 第1種地区
史跡の本質的価値を構成する要素		墳丘、埴輪列、石棺、地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘、周濠、葺石、埴輪列、埋葬施設、地下に埋蔵されている遺構・遺物
史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素		歴史的環境を構成する要素 石製塔婆(4基)	表門、生垣
史跡に密接に関わる諸要素		墳丘上樹木、墳丘上地被類、標柱、説明板、ネットフェンス、門扉、階段、擁壁、石棺保護モルタル、土留めブロック、	墳丘上樹木、説明板、木柵、擁壁、防草シート、木製縁石(周遊路)、園路、木製階段
史跡の価値とは関連なく価値を損ねている諸要素		旧建物基礎、石製階段、井戸、塩ビ配管、電柱	傾斜木
保存管理の方法		<ul style="list-style-type: none"> 史跡指定地内にある指定文化財を含んだ石製塔婆などは、当面現状保存とし、適切な場所での保存が可能となった時点で移転など検討する。 工作物などで基礎を有するものは、遺構の有無を確認したうえで撤去を図る。 史跡指定地内に点在する公有化前に使用されていた井戸や配管などは、撤去を行う。 遺構の保存に適さない仮設物などは、撤去する。 墳丘の急傾斜地は、定期的に現況の把握を行い、変位が生じている場合は、保存のための措置について検討する。 史跡指定地内に設置されている電柱やワイヤーは、史跡指定地外への移転を検討する。 周囲に住宅が近接しているため、公開範囲や方法を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 墳丘上にある既存の園路の丸太などは、保存整備の方向性を踏まえて再整備する。 墳丘については、学術的調査成果などを踏まえて、必要に応じ保存措置を講じる。 周濠は、学術的調査により範囲を確認したうえで、遺構表示の方法を検討する。 残存する周濠は調査成果に基づき、必要に応じて保存措置を講じる。 墳丘の裾は周濠の水位変化による変形などを確認し、洗掘が著しい場合には適切な復旧・修理を行う。 周濠の水質管理を行い、汚濁や異臭の原因となる藻類や虫類の発生防止に努める。 住宅と近接しているため、必要に応じて植栽や柵などによりプライバシーの確保に努める。
	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 倒木、枯損木の発生、土砂の流出を防ぎ、遺構の保全を図る。 定期的な除草により墳丘の視認化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 倒木、枯損木の発生、土砂の流出を防ぎつつ、遺構の保全や視認化を図る。 近接する住宅地と調和をとりつつ景観の保全を図る。
植生管理	方法	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ樹木の剪定を行うことで、倒木などの発生を防止する。 土砂流出防止のため急斜面にふきつけた地被類の生育状況を定期的に観察し、下草の育成を促進する。 古墳に適さない植栽などは伐採を行い、史跡としての良好な景観形成を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて樹木の間伐や剪定することにより、倒木や枯損木の発生や土砂の流出を防止し、あわせて日当たりを良くし下草の育成を助長する。さらに墳丘の形状が把握できるような修景を行う。 浸食されている墳丘裾の傾斜木のうち倒木や遺構に影響を及ぼす樹木は、伐採等を行う。 水生植物は、定期的に除草することで、眺望の阻害にならないよう、管理する。

		⑨ドンチャ山古墳 第1種地区	⑩正楽寺山古墳 第1種地区						
史跡の本質的価値を構成する要素		墳丘、 地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘、埋葬施設、 地下に埋蔵されている遺構・遺物						
史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素		<table border="1"> <tr> <td>史跡に密接に関わる諸要素</td> <td>墳丘上樹木</td> <td>墳丘上樹木</td> </tr> <tr> <td>史跡とは関わらない諸要素</td> <td>園路,物置</td> <td>園路,パーゴラ</td> </tr> </table>		史跡に密接に関わる諸要素	墳丘上樹木	墳丘上樹木	史跡とは関わらない諸要素	園路,物置	園路,パーゴラ
史跡に密接に関わる諸要素	墳丘上樹木	墳丘上樹木							
史跡とは関わらない諸要素	園路,物置	園路,パーゴラ							
保存管理の方法		<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設（園路・物置）の移設や撤去などを検討する。 ・古墳の公開に際して、公開に必要な施設を設置するなど、公開の手法を検討する。 ・正楽寺山古墳とともに陵南中央公園に位置しており、関係部局と連携して両古墳の修景を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設（園路・パーゴラ）の移設や撤去などを検討する。 ・古墳の公開に際して、公開に必要な施設を設置するなど、公開手法を検討する。 ・ドンチャ山古墳とともに陵南中央公園に位置しており、関係部局と連携して両古墳の修景を図る。 						
植生管理	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・倒木、枯損木の発生、表土の流出を防ぎつつ、遺構の保全や視認化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・倒木、枯損木の発生、表土の流出を防ぎつつ、遺構の保全や視認化を図る。 						
	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて樹木の間伐や剪定することにより、倒木や枯損木の発生や土砂の流出を防止し、あわせて日当たりを良くし下草の育成を助長する。さらに墳丘の形状が把握できるような修景を行う。 ・表土の流出箇所には、植生マットを設置するなどして、下草の育成を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて樹木の間伐や剪定することにより、倒木や枯損木の発生や土砂の流出を防止し、あわせて日当たりを良くし下草の育成を助長する。さらに墳丘の形状が把握できるような修景を行う。 ・表土の流出箇所には、植生マットを設置するなどして、下草の育成を促進する。 						

		①鏡塚古墳 第1種地区・第2種地区	②善右工門山古墳 第2種地区
史跡の本質的価値を構成する要素		墳丘、葺石、埴輪列、地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘、葺石、埴輪列、地下に埋蔵されている遺構・遺物
史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素			
史跡に密接に関わる諸要素		墳丘上樹木、墳丘上地被類、説明板、擁壁、縁石	墳丘上樹木、説明板、フェンス、擁壁
史跡とは関わらない諸要素			
保存管理の方法		<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設駐車場内に位置しているため、施設に配慮した公開手法を検討する。 ・史跡整備については、公有化以後に実施する。 ・公有化部分は、関係部局と連携して同古墳の保存管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人養護施設敷地に位置しているため、施設に配慮した公開手法を検討する。 ・史跡整備については、公有化以後に実施する。
植生管理	基本方針	・所有者と堺市が連絡や調整して適切な維持、管理を行い、 <u>墳丘などの遺構の保全を図る。</u>	・所有者と堺市が連絡や調整して適切な維持、管理を行い、 <u>墳丘などの遺構の保全を図る。</u>
	方法	・必要に応じ樹木の間伐や剪定することにより、倒木や枯損木の発生を防止する。	・必要に応じて樹木の間伐や剪定することにより、倒木や枯損木の発生や <u>土砂の流出</u> を防止する。

⑬銭塚古墳 第1種地区		⑭グワシウ坊古墳 第1種地区	
史跡の本質的価値を構成する要素			
墳丘、葺石、埴輪列、 地下に埋蔵されている遺構・遺物		墳丘、周濠、葺石、埴輪列、 地下に埋蔵されている遺構・遺物	
史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素			
史跡に密接に関わる諸要素			
墳丘上樹木、標柱、説明板、擁壁(埴形復元)		墳丘上樹木、水生植物、標柱、墳丘裾護岸、周濠護岸、排水施設	
史跡とは関わらない諸要素			
		公園施設(園路,パーゴラ)	
保存管理の方法	・学校敷地にあり、施設に配慮した公開手法を検討する。		・公園施設(園路・パーゴラ)の移設や撤去などを検討する。 ・周濠の水質管理を関係部局と連携して行い、汚濁や異臭の原因となる藻類や虫類の発生防止に努める。 ・旗塚古墳とともに大仙公園にあり、関係部局と連携して両古墳の修景を図る。
	植生管理	基本方針	・大阪府と堺市が連絡調整して適切な維持、管理を行い、墳丘などの遺構の保全や視認化を図る。
方法		・必要に応じ樹木の剪定を行うことで、倒木などの発生防止や墳丘の形状が把握できるような修景を行う。	・必要に応じ樹木の間伐や剪定、ササ類の除去を行うことで、倒木や枯損木の発生防止や墳丘の形状が把握できるような修景を行う。 ・ヨシなどの水生植物は、定期的に除草することで、眺望の阻害にならないよう、管理する。

		⑮旗塚古墳 第1種地区	⑯寺山南山古墳 第1種地区
史跡の本質的価値を構成する要素		墳丘、周濠、堤、造出し、葺石、埴輪列、地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘、周濠兼履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）外周溝、葺石、埴輪列、地下に埋蔵されている遺構・遺物
史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素			
史跡に密接に関わる諸要素		墳丘上樹木・地被類、水生植物 標柱、墳丘裾護岸、周濠護岸、池、升、排水施設	墳丘上樹木
史跡とは関わらない諸要素（将来的に除去や移転を検討）		公園施設（送水管関連施設）	旧宅フェンス、ネットフェンス、植栽、ブロック塀、用水路跡
保存管理の方法		<ul style="list-style-type: none"> 公園施設(送水管関連施設)の移設や撤去などを検討する。 グワシヨウ坊古墳とともに大仙公園にあり、関係部局と連携して両古墳の修景を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡指定地内に点在する、公有化前からの旧住宅フェンス、ブロック塀などは撤去する。 撤去する構造物のうち、基礎を有するものには、遺構の有無を確認したうえで撤去を図る。 七観音古墳とともに大仙公園にあり、関係部局と連携して両古墳の修景を図る。
植生管理	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 墳丘の樹木の剪定や伐採を行い、墳丘などの遺構の保全や視認化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 墳丘の樹木、ササ類、植栽の剪定や伐採を行い、墳丘などの遺構の保全や視認化を図る。
	方法	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて樹木の<u>間伐や剪定</u>することにより、<u>倒木や枯損木の発生を防止し、あわせて日当たりを良くし下草の育成を助長する</u>。さらに墳丘の形状が把握できるような修景を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ樹木や植栽の<u>剪定や伐採</u>、ササ類の除去を行うことで、墳丘の形状が把握できるような修景を行う。

		⑰七観音古墳 第1種地区	⑱御廟山古墳内濠 第1種地区
史跡の本質的価値を構成する要素			
		墳丘、葺石、埴輪列、 地下に埋蔵されている遺構・遺物	周濠、 地下に埋蔵されている遺構・遺物
史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素			
史跡に密接に関わる諸要素			
		標柱、説明板、墳丘裾土留め石積 ツツジ、	転落防止柵、周濠擁壁、樋、余水吐、水生 植物
史跡とは関わらない諸要素（将来的に除去や移転を検討）			
		照明灯	外来生物
保存管理の方法		<ul style="list-style-type: none"> 復元、整備の際には、植栽の方法や樹種選定の見直しを行うなど、公開の手法を検討する。 寺山南山古墳とともに大仙公園にあり、関係部局と連携して両古墳の修景を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 池の水質・水位管理を関係部局と連携して行い、汚濁や異臭の原因となる藻類や虫類の発生防止に努める。
植生管理	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 関係部局と協議や調整して適切な維持、管理を行い、墳丘などの遺構の保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 除草により、墳丘などの視認化を図る。
	方法	<ul style="list-style-type: none"> 大仙公園としてのつつじの植栽を尊重しつつ、整備の際には、植栽の方法を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 外来生物を除去し良好な環境を整える。 ヨシ等の水生植物は、定期的に除草することで眺望の阻害にならないよう管理する。

		⑨ニサンザイ古墳内濠 第1種地区	
史跡の本質的価値を構成する要素			
		周濠、 地下に埋蔵されている 遺構・遺物	
史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素			
		史跡に密接に関わる諸要素	
		転落防止柵、周濠擁壁、樋、余水吐、水生 生物、宮内庁管理用通路	
		史跡とは関わらない諸要素（将来的に除去や移転を検討）	
保存 管理 の 方法		<ul style="list-style-type: none"> ・近隣では史跡に良好な景観を形成する御陵山公園・にさんざい公園があり、関係部局と連携して一体的な修景を図る。 ・周濠の水質・水位管理を関係部局と連携して行い、汚濁や異臭の原因となる藻類や虫類などの発生防止に努める。 	
	植生 管理	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部局と協議や調整して適切な維持、管理を行い、古墳の視認化を図る。
方法		<ul style="list-style-type: none"> ・ヨシ等の水生植物は、定期的に除草することで眺望の阻害にならないよう管理する。 	